

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、1月7日の「新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）」を補足しました。

2文科初第1486号
令和3年1月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各國公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援については、「新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）」（令和3年1月7日付け（2文科初第1459号））において周知をさせていただいたところです。

このたび、令和3年1月7日に文部科学大臣より民間事業者に対して、学校現場に対する支援について特段の配慮をいただくことの協力を要請したところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、さらに一部の区域に対して緊急事態宣言の検討が行われていることを受け、1月13日に、改めて文部科学省より民間事業者に対して、そうした区域も含めて対象地域を拡大し、特段の配慮をいただくようお願いしました。

各学校設置者におかれでは、上記取組の趣旨や内容等を踏まえ、ICTを活用した児童生徒の学習活動の一層の支援に向けて、令和3年1月7日付けの通知（2文科初第1459号）の内容について、遺漏なきよう対応に努めていただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれでは、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれでは、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

TEL：03-6734-2085

E-mail：jogai@mext.go.jp

2 文科初第 1459 号
令和 3 年 1 月 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
瀧 本 寛

新型コロナウイルス感染症対策としての ICT を活用した 児童生徒の学習活動の支援について（通知）

国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加の状況を踏まえた、学校における学校教育活動の継続等については、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和 3 年 1 月 5 日付け（2 文科初第 1445 号））において周知をさせていただいたところです。

あわせて、文部科学省としては、令和 3 年 1 月 7 日、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICT を活用しながら児童生徒の学びの保障に取り組むため、別紙のとおり、文部科学大臣より民間事業者に対して、学校現場を支援するための緊急の協力要請を行いました。

各学校設置者におかれでは、上記取組の趣旨や内容等を踏まえ、ICT を活用した児童生徒の学習活動の支援に向けて、民間事業者とも緊密に連携しながら、下記のとおり、地域や学校の実情に応じた積極的な取組を行っていただくようお願いします。

なお、その際には「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のための ICT の積極活用について（事務連絡）」（令和 2 年 4 月 23 日付け）及び「「GIGA スクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえた ICT 環境整備の加速化に係る対応策について（通知）」（令和 2 年 9 月 11 日付け（2 文科初第 858 号））も参考にしながら検討をお願いします。

記

1. 端末やルータ等の早期導入に向けた更なる取組の推進

現在、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、各学校設置者において教育用のコ

ンピュータ（以下、端末という）やWi-Fi環境などの通信環境が整っていない家庭に対する貸出用のルータ等の整備に取り組まれているところであるが、その早期調達・納品に向けた更なる取組を進めること。

その際、例えば納品等の契約を締結した民間事業者とも緊密に連携しながら、端末やルータ等の貸出しが必要と考えられる児童生徒の分のみを先行して納品することなども含めて検討すること。

2. 自宅等におけるオンライン学習のための環境整備の促進

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であるが、現在の感染状況を踏まえ、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること。

その際、現在の感染状況を踏まえ、やむを得ず学校に登校できない児童生徒のうち端末や通信環境が整っていない家庭の者に対しては、「学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて」（令和2年9月11日公表）を参考しつつ、学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行うこと。

さらに、こうした取組を進めるにあたっては、令和2年度補正予算に計上している「家庭学習のための通信機器整備支援事業」や「学校からの遠隔学習機能の強化事業」、「GIGAスクールサポーター配置支援事業」（公立学校情報機器整備費補助金）の活用についても併せて検討していただくようお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれでは、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれでは、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

TEL：03-6734-2085

E-mail：jogai@mext.go.jp

(別紙) 緊急時における ICT を活用した学びの保障に関する文部科学大臣から民間事業者への協力依頼（概要）
令和 3 年 1 月 7 日開催

新型コロナウイルス感染症については、引き続き 1 日の感染者数や重症者数も高い水準で推移しており、非常に厳しい状況。政府としては、感染対策、水際対策、医療体制、ワクチンの早期接種で強力な対策を講じるとともに、現在、1 都 3 県に対する緊急事態宣言の発令を検討。学校においても、感染の拡大に最大限の警戒をする必要があるが、現時点においては、児童生徒の発症や重症の割合は低い。地域一斉の臨時休業は、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供たちの健やかな学びや心身への影響の観点から、避けることが適切。

こうした状況を踏まえ、日頃より GIGA スクール構想の実現に向けた取組を支えていただいている民間事業者に対し、緊急時において ICT を活用して子供たちの学びを保障する観点から、学校現場に対する支援のご協力をお願いさせていただきたい。その際、緊急事態宣言の発令が検討されている 1 都 3 県については特段の配慮をお願いしたい。

- 「GIGA スクール構想」による児童の一人一台端末環境の整備に向けて、全国で 3 月末に向けて納品ピークを迎えることも踏まえ、各自治体の納期までに確実に納品できるよう、引き続きご尽力いただくとともに、例えば貸出しが必要な台数のみ先行納品を行うなど、今般のコロナ禍にあっても、子供たちの学びを保障するための支援に向けた取組を検討いただきたい。
- 児童生徒がやむを得ず学校に登校できないような事態にも対応できるよう、現時点において、ICT 環境が整っていない家庭や学校がある場合に、学校や設置者等の要請に応じて、端末・ルータ・カメラ・マイク等のオンライン学習に必要な機材の積極的な貸出しの検討をお願いしたい。その際、各企業における技術者が、ボランティアとしてオンライン学習のための ICT 機器の設置や運用等の支援の協力をすることについてもご検討いただきたい。
- 深刻化するコロナ禍の下、ICT 環境整備や運用等に取り組まなければならない学校現場では、様々な戸惑いや支障が生じることも懸念。学校現場の厳しい状況にご理解いただき、特に、新型コロナウイルス感染症対策としての学校 ICT 活用の支援に関する相談窓口を設け、学校関係者や家庭等から寄せられた不安や悩みに対して助言や支援を行っていただけたら幸い。

なお、文部科学省からは、地方自治体をはじめとする学校設置者に対して、それぞれ責任を持って現在のコロナ禍に対応し、児童生徒の学びの保障に取り組むよう、依頼する。学校設置者と緊密に連携を取りながらご協力いただけたら、大変有難く思う。